

給 与 及 び 旅 費 規 定

第 1 条 この組合の組合員及び専従者が組合の規約にもとづき、本部の組合業務を行う場合、給与及び旅費規定を適用する。

第 2 条 この規定の適用を受ける者で、会社（株式会社日清製粉グループ本社、日清製粉株式会社、株式会社日清製粉ウェルナ、日清エンジニアリング株式会社、日清ファルマ株式会社、株式会社日清製粉デリカフロンティア）との労働協約に基づいて、組合活動が欠勤扱いとなり、かつ賃金を控除された者の控除賃金は組合で補償する。補償賃金の支給については会社組合の協議により定められた方法による。

第 3 条 本部役員並びに専従者と各会議構成員の給与及び手当は組合で負担する。

第 4 条 本部役員には次の特別行動費を支給する。但し、欠勤等でその月一切従事していない期間中には支給しない。

1. 組合員である非専従役員には次の手当を支給する。

(イ) 非専従手当月額基準内賃金×15% (1,000円未満切り捨て)

2. 本部役員には次の特別行動費を支給する。

(イ) 中央執行委員長……………月額 28,000円

(ロ) 中央副執行委員長…………… 〃 24,000円

(ハ) 書記長…………… 〃 24,000円

(ニ) 書記次長…………… 〃 22,000円

(ホ) 中央執行委員…………… 〃 20,000円

兼務の場合、上級役職の行動費とする。

第 5 条 議長には議長手当として会議1日に付き、1,900円を支給する。

第 6 条 会計監査は監査手当として監査1日につき1,900円を支給する。又書記には書記手当として会議1日につき、1,900円を支給する。但し、専従者が行う場合は支給しない。

第 7 条 旅費は順路によって計算し次の定めによって支給する。

但し、天災、其の他止むを得ざる事情のため順路によりがたい時は其の事実を証明する証明書を添えて書記局に請求し支払を受けることができる。但し、大会、及びその他の会議、または組合業務が会社旅費規定の適用を受ける会議、または業務に引き続いたときは組合はその前後に旅費を支払わない。

1. 鉄道費 普通

2. 運賃 実費

3. 新幹線、特急、急行利用

(1) 新幹線利用 隣接駅間を除き距離に関係なく

(2) 特急、急行利用 同一特急、急行の乗車が片道50km以上

以上の場合には利用を認める。

4. 諸手当

(1) 早朝手当 指定された日時に会議場に到着するため午前6時以前に出発する場合は1,000円を支給する。

(2) 半夜手当 会議終了後直ちに帰路につき帰着が午後11時をすぎた

場合は 1,000 円を支給する。

5. 航空機利用

(1) 北海道・九州の支部については、中央に於ける諸会議出席の場合は往復の航空機の利用を認める。

函館……………函館～羽田

福岡（営）・福岡……………福岡～羽田

(2) 北海道・九州の支部が東京以外の地域の諸会議に出席する場合や緊急を要する場合等、特別の事情があり中央執行委員長の許可を得た場合は航空機の利用を認める。

第 8 条 近距離(往復 50km 未満)の出張は日帰りを原則として鉄道費を支給する。

第 9 条 日当は旅行及び会議または、業務日数 1 日について計算し、次の定めより支給する。

1. 日 当

1) 日 当 1,900 円

2) 休日日当（各人の休日） 3,600 円

3) 午前の帰着及び午後の出発の場合、並びに研修・外部セミナーの受講者には、上記 1)、2) の半額とする。

4) さわやかライフセミナーの受講者には日当を支給しない。

2. 会議が各支部所在地で開かれた時は、その支部所属の出席者には原則として日当は支給しない（休日日当は支給する）。但し、本部主催の WEB 会議（支部訪問を除く）や WEB 研修の場合はこの限りではない。

第 10 条 宿泊料は次の定めにより支給する。

1. 宿泊料

(1) 旅 館 宿 泊 9,000 円

但し東京 23 区内 10,000 円

2. 宿泊料の実費が前項の金額を上廻った場合は理由書に領収書を添えて書記長に請求する事によって支給を受けることができる。

3. 会議開催中の宿泊料を本部で一括して支払った場合は、宿泊料は支給しない。

4. 会議が各支部所在地で開かれたときは、その支部所属の出席者には原則として宿泊料は支給しない。

第 11 条 この規定は昭和 35 年 9 月 20 日より実施する。

(S42.9 改定) (S52.9 改定) (S57.9 改定) (S58.8 改定) (S60.8 改定) (S63.8 改定)

(H 元.8 改定) (H2.8 改定) (H4.8 改定) (H5.8 改定) (H6.6 改定) (H7.8 改定)

(H16.8 改定) (H18.8 改定) (H20.8 改定) (H21.8 改定) (H23.2 改定) (H26.8 改定)

(H27.8 改定) (2022.2 改定) (2022.8 改定) (2024.8 改正)